

# 四半期報告書

(第 149 期第 1 四半期)

**三菱製紙株式会社**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部【企業情報】 .....	2
第1【企業の概況】 .....	2
1【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営上の重要な契約等】 .....	3
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3【提出会社の状況】 .....	10
1【株式等の状況】 .....	10
2【役員の状況】 .....	11
第4【経理の状況】 .....	12
1【四半期連結財務諸表】 .....	13
2【その他】 .....	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	22

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年8月14日

**【四半期会計期間】** 第149期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

**【会社名】** 三菱製紙株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi Paper Mills Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 邦 夫

**【本店の所在の場所】** 東京都墨田区両国二丁目10番14号

**【電話番号】** (03)5600-1407(直通)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理部長 首 藤 正 樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都墨田区両国二丁目10番14号

**【電話番号】** (03)5600-1407(直通)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理部長 首 藤 正 樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第148期 第1四半期 連結累計期間	第149期 第1四半期 連結累計期間	第148期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	50,905	49,342	200,850
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	420	△1,520	2,663
当期純利益 又は四半期純損失 (△) (百万円)	△313	△1,785	1,710
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△2,185	△999	4,413
純資産額 (百万円)	49,483	54,378	55,370
総資産額 (百万円)	283,358	272,353	265,234
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額 (△) (円)	△0.92	△5.22	5.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.6	18.9	19.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第148期第1四半期連結累計期間及び第149期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第148期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第149期第1四半期連結会計期間より、一部の在外連結子会社において、改訂後のIAS第19号「従業員給付」を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第148期第1四半期連結累計期間及び第148期連結会計年度の純資産額等については遡及処理後の数値を記載しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く環境は、主力の洋紙事業における市況環境悪化の影響が大きく、依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、印刷用紙価格改定の打ち出しや減産の強化を行い価格復元に努めるとともに、第1次中期経営計画フェーズ2「成長に向けての収益基盤強化」の実現に向けた諸施策の実施により、更なる収益力の改善に取り組んでまいりました。

紙・パルプ事業につきましては、印刷用紙国内市況の大幅な下落等により販売数量・金額とも減少いたしました。また、八戸工場において本年6月にボイラーの大規模な定期修理を実施したこと等により、操業度は大きく低下いたしました。

イメージング事業につきましては、写真感光材料の市場環境の悪化等がありましたものの、インクジェット用紙や印刷製版材料の拡販、輸出品の円安効果等によって販売金額は増加いたしました。

機能材事業につきましては、海外向け家電用や自動車エアコン用フィルターの増販等により販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は493億4千2百万円（前年同四半期比3.1%減）となりました。損益面では、コストダウン効果等の増益要因がありましたが、洋紙市況の悪化や八戸工場の操業度低下等、生産販売面での減益要因が大きく、15億2千万円の連結経常損失（前年同四半期は連結経常利益4億2千万円）となりました。純利益段階につきましては、17億8千5百万円の連結四半期純損失となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ○紙・パルプ事業

主力製品である印刷用紙につきましては、前期において景気低迷や輸入紙数量高止まりの影響により国内市況が大幅に下落したことから、今期に入り価格修正を行いました。当第1四半期は復元の途上であり、販売数量・金額とも減少いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の紙・パルプ事業の売上高は383億6百万円となり、前年同四半期に比べ22億2千2百万円減少し、20億5百万円の営業損失（前年同四半期は営業利益3億5千9百万円）となりました。

#### ○イメージング事業

写真感光材料につきましては、世界的な需要減少傾向のなか新興国市場を中心に拡販に努めましたが、市場環境の急激な悪化により、販売数量・金額とも減少いたしました。

インクジェット用紙につきましては、国内需要は低迷いたしましたが、海外の販売強化を進めたことで欧米、アジアへの販売が増加し、販売数量・金額とも増加いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のCTP印刷版を中心に拡販に努めました結果、主力市場である欧米の印刷需要減退の影響を補いきれず販売数量は減少いたしましたものの、輸出の円安効果に加え、国内需要が堅調に推移したことで、販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間のイメージング事業の売上高は102億8千9百万円となり、前年同四半期に比べ2億2千3百万円増加し、営業利益は3億8千5百万円と、前年同四半期に比べ2億5千2百万円増加いたしました。

#### ○機能材事業

機能材料につきましては、海外向け家電フィルターや自動車エアコン用フィルター、不織布の水処理膜用支持体やバッテリーセパレータ等の増販に加え、KJ特殊紙株式会社の業績も順調に推移したことで、販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の機能材事業の売上高は37億1千万円となり、前年同四半期に比べ3億4千9百万円増加いたしましたが、2千3百万円の営業損失（前年同四半期は営業利益8千5百万円）となりました。

#### ○その他

その他につきましては、工務関連子会社、倉庫・運送関連子会社の売上高減少等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は39億4千3百万円となり、前年同四半期に比べ2億9千2百万円減少し、営業利益は6千7百万円と、前年同四半期に比べ1百万円増加いたしました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加等により前連結会計年度末に比べ71億1千8百万円増加し、2,723億5千3百万円となりました。

負債は、有利子負債の増加等により前連結会計年度末に比べ81億1千1百万円増加し、2,179億7千5百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の減少等により前連結会計年度末に比べ9億9千2百万円減少し、543億7千8百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.9ポイント減少し、18.9%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ○ 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成22年6月29日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行ったうえで継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年6月27日開催の当社第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月29日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20130529.pdf>）

イ. 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社の株券等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はかかる両株主の間に支配関係若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2億9千1百万円であります。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数に著しい増減はありません。

② 提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	342,584,332	342,584,332	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	—	342,584,332	—	32,756	—	7,523

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 548,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 312,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 340,301,000	340,301	—
単元未満株式	普通株式 1,423,332	—	—
発行済株式総数	342,584,332	—	—
総株主の議決権	—	340,301	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式609株及び兵庫クレー株式会社所有の相互保有株式500株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	548,000	—	548,000	0.16
(相互保有株式) 兵庫クレー株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延48番地の1	312,000	—	312,000	0.09
計	—	860,000	—	860,000	0.25

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,337	9,173
受取手形及び売掛金	※2 46,646	※2 49,312
商品及び製品	32,976	32,440
仕掛品	7,922	8,581
原材料及び貯蔵品	11,482	11,539
その他	5,348	6,172
貸倒引当金	△392	△418
流動資産合計	109,321	116,800
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	32,411	32,062
機械装置及び運搬具（純額）	66,051	64,941
土地	22,626	22,740
建設仮勘定	1,639	2,024
その他（純額）	3,388	3,385
有形固定資産合計	126,117	125,154
無形固定資産		
その他	458	444
無形固定資産合計	458	444
投資その他の資産		
投資有価証券	25,116	25,889
その他	5,297	5,134
貸倒引当金	△1,076	△1,070
投資その他の資産合計	29,337	29,953
固定資産合計	155,913	155,553
資産合計	265,234	272,353

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 26,792	※2 26,254
短期借入金	74,661	79,380
コマーシャル・ペーパー	—	5,000
未払法人税等	264	182
その他	※2 15,245	※2 15,176
流動負債合計	116,962	125,993
固定負債		
長期借入金	79,998	78,897
退職給付引当金	8,473	8,600
厚生年金基金解散損失引当金	101	98
その他	4,326	4,385
固定負債合計	92,901	91,981
負債合計	209,864	217,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	7,523	7,523
利益剰余金	8,883	7,098
自己株式	△138	△139
株主資本合計	49,024	47,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,775	4,275
為替換算調整勘定	626	873
在外子会社の退職給付債務調整額	△897	△925
その他の包括利益累計額合計	3,504	4,222
少数株主持分	2,841	2,916
純資産合計	55,370	54,378
負債純資産合計	265,234	272,353

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	50,905	49,342
売上原価	42,917	43,371
売上総利益	7,988	5,971
販売費及び一般管理費	7,358	7,539
営業利益又は営業損失(△)	629	△1,567
営業外収益		
受取利息	16	9
受取配当金	308	314
為替差益	—	267
その他	295	138
営業外収益合計	620	730
営業外費用		
支払利息	628	623
為替差損	132	—
その他	67	58
営業外費用合計	828	682
経常利益又は経常損失(△)	420	△1,520
特別利益		
投資有価証券売却益	1	81
補助金収入	133	—
その他	0	1
特別利益合計	135	83
特別損失		
固定資産処分損	103	69
特別退職金	8	3
移転関連費用	43	—
その他	26	19
特別損失合計	182	92
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	374	△1,528
法人税等	617	236
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△243	△1,764
少数株主利益	69	20
四半期純損失(△)	△313	△1,785

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△243	△1,764
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,208	524
為替換算調整勘定	231	214
在外子会社の退職給付債務調整額	—	△39
持分法適用会社に対する持分相当額	35	64
その他の包括利益合計	△1,942	764
四半期包括利益	△2,185	△999
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,110	△1,067
少数株主に係る四半期包括利益	△75	67

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)	
<p>一部の在外連結子会社において、改訂後のIAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)を平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用しており、未認識数理計算上の差異等の処理方法及び表示方法の変更等を行っております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度における当該遡及適用による影響は軽微であります。</p>	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	
従業員(財形住宅資金等)	1,245百万円	従業員(財形住宅資金等)	1,204百万円
フォレストル・ティエラ・チレ ーナLtda.	1,128百万円	フォレストル・ティエラ・チレ ーナLtda.	1,010百万円
その他 2件	13百万円	その他 1件	6百万円
合計	2,387百万円	合計	2,221百万円

(2) 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
2,184百万円	1,059百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	1,499百万円	1,211百万円
支払手形	528百万円	415百万円
設備関係支払手形	14百万円	5百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	2,744百万円	2,792百万円
負ののれんの償却額	51百万円	28百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年5月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議され、同日付けで資本準備金のうち12,158百万円をその他資本剰余金に振り替えた後、その他資本剰余金12,193百万円及び別途積立金3,500百万円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において、資本剰余金が7,523百万円、利益剰余金が6,890百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	39,482	7,081	2,689	49,253	1,652	50,905	—	50,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,047	2,984	670	4,702	2,583	7,286	△7,286	—
計	40,529	10,066	3,360	53,956	4,235	58,192	△7,286	50,905
セグメント利益	359	132	85	577	65	643	△13	629

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△13百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△7百万円、セグメント間取引消去△5百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	37,358	7,400	3,017	47,776	1,565	49,342	—	49,342
セグメント間の内部 売上高又は振替高	948	2,888	692	4,529	2,377	6,906	△6,906	—
計	38,306	10,289	3,710	52,306	3,943	56,249	△6,906	49,342
セグメント利益 又は損失(△)	△2,005	385	△23	△1,644	67	△1,576	9	△1,567

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額9百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△6百万円、セグメント間取引消去15百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△0.92円	△5.22円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(百万円)	△313	△1,785
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(百万円)	△313	△1,785
普通株式の期中平均株式数(株)	341,938,189	341,921,564

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### 訴訟

当社は、以下のとおり、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）から損害賠償請求の訴訟を提起されておりましたが、請求額の拡張の申請があり、平成25年6月25日に裁判所がこれを受理いたしました。

平成13年3月22日に当社が機構（当時は都市基盤整備公団）と売買契約を締結し、平成16年9月30日に引渡した中川工場跡地について、機構より地中障害物があるとして、平成22年3月25日に損害賠償請求を受け訴訟に至っておりましたが、今般機構がその請求額を拡張してきたものです。

当社は、機構との土地売買契約及び法令上の土壌汚染対策等の義務を全て履行した上で当該土地の引渡しを行っており、当社には何らの責任はなく、また、機構には損害が発生していないとの主旨を訴訟において主張しております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月14日

三菱製紙株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 尾 忠 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年8月14日
<b>【会社名】</b>	三菱製紙株式会社
<b>【英訳名】</b>	Mitsubishi Paper Mills Limited
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 鈴木 邦 夫
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都墨田区両国二丁目10番14号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木邦夫は、当社の第149期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。